

鏡石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

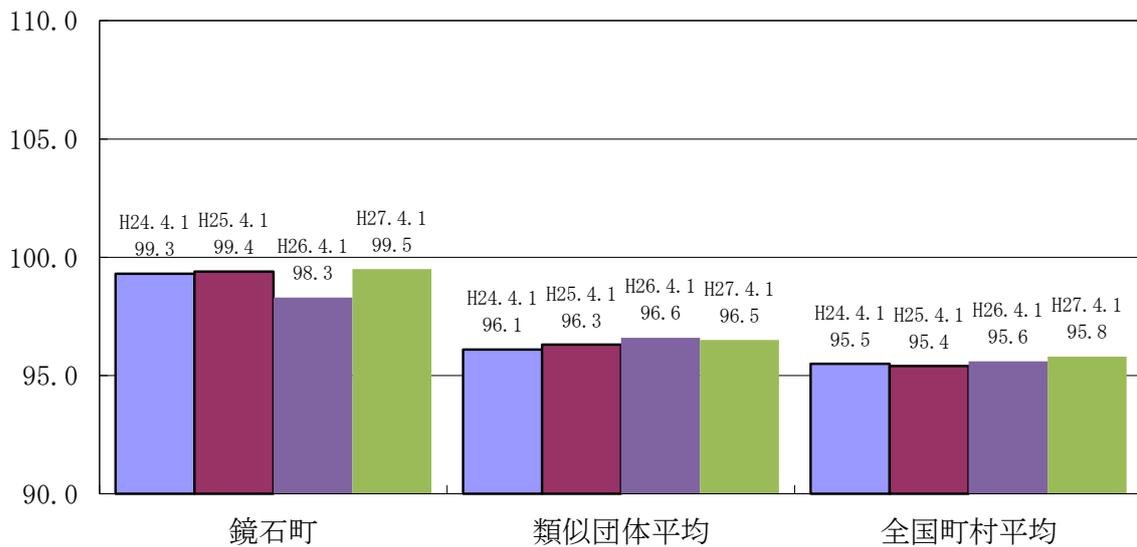
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	12,879	6,912,536	151,200	831,674	12.0	10.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	93	353,837	61,568	130,430	545,835	5,869	5,584

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年7月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（更正）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

鏡石町では人事委員会を設置していないので、記載しない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由）

（給料表の改定時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、福島県に準拠し平均1%引下げ、若年層については引上げを行い、高齢層を中心に最大3%程度引下げを実施。
激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

鏡石町では地域手当を支給していない。

③ その他の見直し

単身赴任手当について、福島県に準拠し見直しを実施。
管理職特別勤務手当について、福島県の見直し内容に合わせて手当の新設を行った。
（平成27年4月1日実施）ただし、本町において支給実績なし。

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鏡石町	41.4歳	317,515円	375,472円	342,718円
福島県	42.8歳	335,000円	420,845円	365,725円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.3歳	306,994円	355,989円	330,413円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鏡石町	54.9歳	2人	310,000円	315,237円	312,700円	—	—	—	—
福島県	53.8歳	258人	370,300円	413,761円	389,774円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.9歳	5人	289,845円	308,763円	299,031円	—	—	—	—

③ 教育職（小・中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鏡石町	38.8歳	323,150円	340,108円
福島県	47.5歳	408,800円	451,214円
類似団体	41.1歳	299,710円	321,421円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		鏡石町	福島県	国
一般行政職	大学卒	179,300円	186,000円	174,200円
	高校卒	146,300円	150,800円	142,100円
技能労務職	高校卒	135,400円	148,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

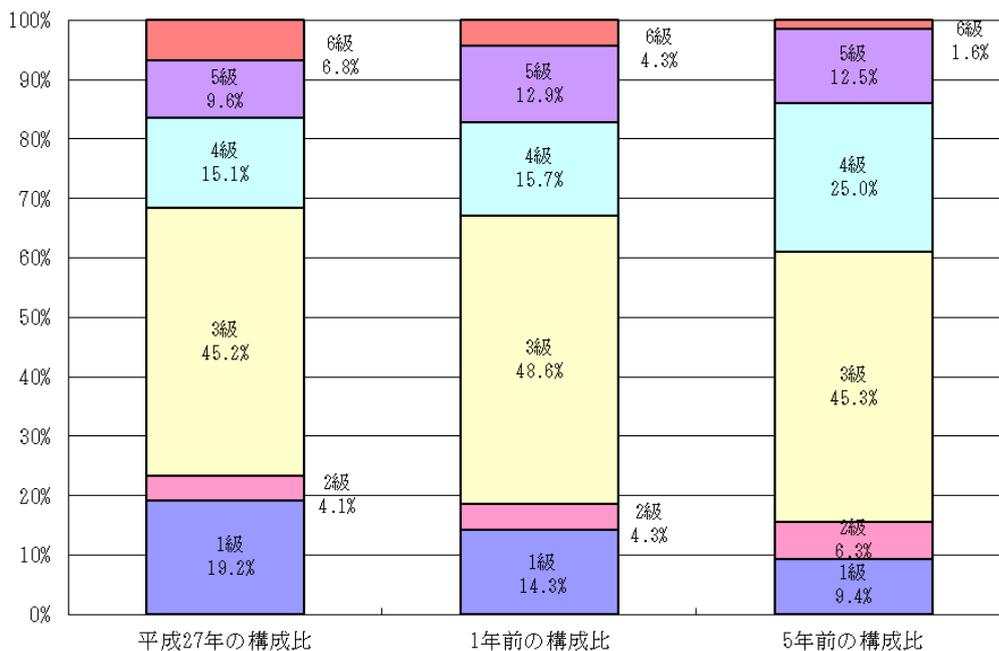
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	該当者なし	340,800円	該当者なし	該当者なし
	高校卒	該当者なし	316,800円	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	14人	19.2%	141,700円	252,000円
2級	副主査	3人	4.1%	193,400円	309,100円
3級	主査	33人	45.2%	230,300円	357,800円
4級	副課長	11人	15.1%	265,800円	393,000円
5級	課長	7人	9.6%	293,200円	404,600円
6級	参事	5人	6.8%	324,900円	423,800円

- (注) 1 鏡石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施している。 なお、平成18年10月から管理職を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況 管理職については、能力と業績の両要素を総合的に5段階（A～E）の評価を実施した。 なお、管理職以外の職員75名については、人事評価が未実施である。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鏡石町	福島県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,406千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,684千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6ヶ月に係る勤務した期間に応じて、勤勉手当の支給を行っている。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

鏡石町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	22,170千円	20,504千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

鏡石町では地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当

鏡石町では特殊勤務手当を支給していない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	22,143千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	291千円
支給実績（25年度決算）	19,777千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	271千円

(注) 職員 1 人当たり平均支出額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) である。

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 1 人 (配偶者なし) 11,000 円 特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末) の子の加算 5,000 円	同じ	—	11,843 千円	232,206 円
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が 20,500 円以下 ・月額-9,500 円を支給 家賃月額が 20,501 円以上 ・月額-20,500 円÷2+11,000 円を支給 (上限額 27,000 円)	一部異なる	(借家等職員) 家賃月額が 23,000 円以下 ・月額-12,000 円 家賃月額が 23,001 円以上 ・月額-23,000 円÷2+11,000 円 (上限額 27,000 円)	4,701 千円	293,788 円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が 63,000 円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が 63,001 円以上 ・相当額-63,000 円÷2+63,000 円を支給 (上限額なし) (自動車等利用者) 2 km~80 km 2,700 円~52,500 円 (上限額 50,400 円)	一部異なる	(交通機関利用者) 運賃等相当額が 55,000 円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が 55,001 円以上 ・一律 55,000 円支給 (自動車等利用者) 2 km~60 km 2,000 円~31,600 円 (上限額 31,600 円)	3,993 千円	R78,301 円
管理職手当	支給額 ・課長×7% ・主幹×6%		国:俸給の特別調整額として支給	7,466 千円	311,095 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	673,200 円 (739,900 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 553,000 円
	副町長	558,200 円 (591,300 円)	676,000 円 / 480,000 円
	報酬	議長 296,100 円 (- 円) 副議長 243,900 円 (- 円) 議員 225,900 円 (- 円)	340,000 円 / 247,000 円 280,000 円 / 191,100 円 258,000 円 / 172,900 円
期末手当	町長 副町長	(26 年度支給割合)	3.05 月分
	議長 副議長 議員	(26 年度支給割合)	3.05 月分

退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	673,200×在職月数×0.48	15,510,528円	任期毎
	副町長	558,200×在職月数×0.29	7,770,144円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の括弧内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

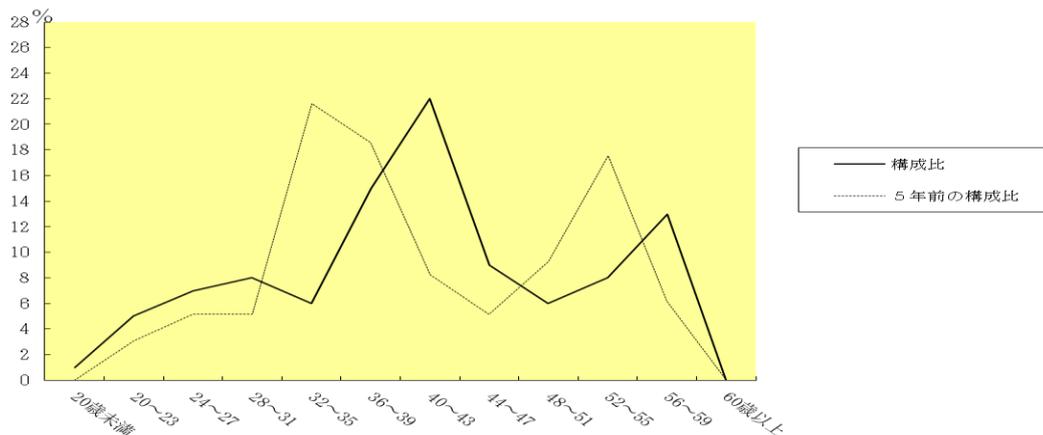
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	19	19		
		税務	8	7	-1	退職者不充当による減
		農水	7	7		
		商工	1	1		
		土木	9	9		
		民生	14	15	1	子育て支援業務の業務増
		衛生	11	10	-1	退職者不充当による減
	計	71	70	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.55人	
	教育部門	17	16	-1	教育長（調査対象外）分の減	
小計	88	86	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.01人		
公営企業等	水道部門	4	4			
	下水道部門	5	4	-1	震災復興業務終了に伴う減	
	その他部門	5	6	1	介護予防（健康増進）事業の業務増	
	小計	14	14			
合計		102 [123]	100 [123]	-2 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.92人	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	7人	8人	6人	15人	22人	9人	6人	8人	13人	0人	100人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	67	69	67	68	71	70	3 (4.5%)
教育	18	18	17	17	17	16	△2 (△11.1%)
普通会計	85	87	84	85	88	86	1 (1.2%)
公営企業等会計	13	13	13	12	14	14	1 (7.7%)
総合計	98	100	97	97	102	100	2 (2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。